平成２５年（フ）第７８号
東京都羽村市玉川１丁目３番８号多摩ハウス８
債務者　古屋美由紀
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸塚　　晃
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島262番地
債務者　川島　信彦
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１３８１号
東京都墨田区両国１丁目16―６―403
債務者　濱端　大樹
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松倉　正和
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月24日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０号
東京都国分寺市日吉町２丁目11番地14
債務者　金子　克彦
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　洋平
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１４０８号
東京都葛飾区西水元５丁目16―20―502
債務者　熊倉　　弘
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　魚谷　隆英
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１号
岐阜市入舟町１丁目22番地１　名鉄田神ビル402号室、住民票上の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字下苧島56番地１
債務者　佐藤　宏一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田　宏
4　破産債権の届出期間　平成25年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月21日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６３号
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目40番13号
債務者　當宮　和子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１号
函館市美原３丁目５番８―403号
債務者　加藤　敏文
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５号
宮城県石巻市須江字関ノ入13番地２仮設旭化成団地29―１号、前住所宮城県石巻市南浜町４丁目４番12号
債務者　小松　卓二
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
三重県志摩市志摩町和具570番地
債務者　塩本　里佳
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１８８６号
埼玉県川口市本蓮３丁目４番23―604号
債務者　大橋　昌人
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
埼玉県北本市東間４丁目158番地４　エトワール松木203
債務者　軍司しのぶ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３号
埼玉県蓮田市大字黒浜2917番地２
債務者　小野　隆造
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９５号
さいたま市西区大字中釘2143番地６　マザーグランジュ108
債務者　平川　裕太
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
さいたま市北区別所町120番地５　ことぶきハイツＡ203号
債務者　石井　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
さいたま市見沼区深作２丁目34番地３　ホワイトストーンビラ101号、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目４番８―202号
債務者　菅野　賢二
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係